

議案第 67 号

令和6年度 宇城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

令和6年度宇城市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第1表債務負担行為」による。

令和6年11月29日提出

宇城市長 守 田 憲 史

第 1 表 債 務 負 担 行 為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
手数料		
コンビニエンスストア等収納代行手数料	令和 7 年度 ～ 令和 9 年度	2,204